

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

平成23年11月30日

規則第7号

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2条第1項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第1条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年群馬県市町村会館管理組合条例第4号。以下「改正条例」という。）附則第2条第1項第1号の規則で定める者は、平成23年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「給与条例」という。）第24条第1項後段又は第30条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 特別職に属する常勤の職員

(2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員

(3) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）の公務員

(4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第2条第1項第1号の規則で定める日は、平成23年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（同条第1項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2条第1項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第2条第1項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号及び第2号に掲げる者（以下「特別職職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職職員等として勤務した期間（以下この条において「特別職職員等期間」という。）を除く。）

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定に

より休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしていた期間及び同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）若しくは公益的法人等派遣期間（公益的法人等派遣法第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額（管理者が定める額を含む。）を支給された期間を除く。）をいう。）又は特別職職員等期間におけるこれに相当する期間

(3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特別職職員等期間におけるこれに相当する期間

(4) 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）第22条、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第16条第3項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の許可を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特別職職員等期間におけるこれに相当する期間

(5) 給与条例第12条の規定により給与を減額された期間又は特別職職員等期間におけるこれに相当する期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特別職職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正条例附則第2条第1項第1号の規則で定める月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（特別職職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第2条第1項第1号の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（第5条において「附則第2条第1項第1号基礎額」という。）に満たないもの

(改正条例附則第2条第1項第2号に掲げる額を調整額に含めない者)

第3条 改正条例附則第2条第1項第2号の規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

(特別職職員等であった者から引き続き新たに減額改定対象職員となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、特別職職員等から人事交流等により新たに職員となった者とする。

2 改正条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規則で定める額は、特別職職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第5条 附則第2条第1項第1号基礎額又は改正条例附則第2条第1項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則（平成22年群馬県市町村会館管理組合規則第8号）は、廃止する。